

再発防止策に基づく「内部牽制機能（検査等）の充実、強化」  
～（仮称）特別内部検査等の実施について～

（「事故の再発防止に向けた対策」P4より抜粋）

①外部有識者もメンバーに加えた特別内部検査の実施

- ・事業者等からの通報事案を中心に，外部の有識者と内部統制機関との合同検査チームを設け，特別内部検査を実施する。

②抜き打ち検査等，内部統制機関によるチェック機能強化

- ・定期的な検査等において，納品物件の現物確認や管理状況，また，事業者の協力のもとで，事業者の帳簿類等との照合や聞き取りを実施するなどの検査等も随時，実施する。
- ・必要に応じて，スポット的な抜き打ち検査を実施する。
- ・また，所属での自主監査が確実に実施され，機能しているかどうかなど内部検査機能へのチェックを強化するとともに，今回の再発防止にかかる項目に重点化した検査等を実施する。

## 1. 再発防止策での考え方（要旨）

- （1）特別内部検査の主体は市の内部統制機関であるが，検査には外部有識者も関与
- （2）特別内部検査の検査対象は事業者からの外部通報事案が中心
- （3）事業者の協力のもとで帳簿類等との照合や聞き取りなどを実施
- （4）必要に応じて検査対象となる所属，部局に対しては検査当日まで通知しない。

## 2. 主な検討課題

- （1）専決調達事務等の契約事務に特化した内部監察のあり方
- （2）特別内部検査への外部有識者の関わり方
  - ・外部有識者が検査自体に参加するのか，検査への立会い或いは検査結果の検証のみか。
- （3）検査への事業者の協力要請の担保
  - ・事業者の帳簿類等の提出や聞き取りはあくまで任意にとどまるため，検査に協力しない事業者への対応方法
- （4）抜き打ち検査の実施
  - ・例えば通報事案に対する検査の場合は通報受理日から速やかな検査実施が必要だが，裏づけ調査や対象所属の業務遂行への配慮も必要